

# 修 文 大 学 学 則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本学は、教育基本法並びに学校教育法に準拠し、広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

**第2条** 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究」という）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条に定める期間ごとに、文部科学大臣の承認を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

3 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制については、別に定める。

(情報開示)

**第3条** 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

(教育内容の改善)

**第4条** 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の研修及び研究の実施体制については、別に定める。

## 第2章 組織

(学部・学科及び学生定員)

**第5条** 本学に、次の学部及び学科を置く。

健康栄養学部 管理栄養学科

看護学部 看護学科

2 前項の学部・学科に置く入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
健康栄養学部	管理栄養学科	80名	320名
看護学部	看護学科	100名	400名

(学部・学科の教育研究上の目的)

**第6条** 学部及び学科の教育研究上の目的は、次のとおりである。

健康栄養学部 管理栄養学科

人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる管理栄養士、栄養士、栄養教諭の養成を目指し、国民の生活の質の向上と食生活の改善に携わるのに相応しい能力と専門的知識を持った人材を養成することを目的とする。

看護学部 看護学科

人間としての尊厳と人権を尊重し、高い倫理観と豊かな人間性に裏付けられた感性により人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて個人の置かれた状況に最適な看護を提供できる専門的な知見と技術を持った看護師を養成することを目的とする。

(図書館)

**第7条** 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関して必要な事項は、別に定める。

### 第3章 職員組織

(職員)

**第8条** 本学に学長及び学部長を置く。

- 2 必要がある場合は副学長を置くことができる。
- 3 本学に教育職員として教授、准教授、講師、助教を置き、必要に応じて助手を置く。
- 4 本学に事務局長、事務職員、専門職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。
- 5 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 6 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 7 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

### 第4章 評議会及び教授会

(評議会)

**第9条** 本学に評議会を置く。

(評議会の構成)

**第10条** 評議会は、次に掲げる者をもって組織する。

学長、副学長、学部長、学科長、附属図書館長、教務部長、学生部長、事務局長、その他学長が必要と認めた教職員。

(評議会の審議事項)

**第11条** 評議会は、学長が諮問する事項について審議する。

(評議会の運営)

**第12条** 評議会は、学長が召集し、その議長となる。

2 評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

**第13条** 本学の各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、学部の教授をもって組織する。

3 教授会は、学部長が召集し、議長となる。

4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

5 前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。

## 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

**第14条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(1年間の授業期間・学期)

**第15条** 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週以上にわたることを原則とする。

2 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前学期 4月1日から9月25日まで

(2) 後学期 9月26日から翌年3月31日まで

3 必要がある場合は、学長は、前項の期間を変更し、定めることができる。

(休業日)

**第16条** 休業日は次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

(3) 夏期、冬期、春期休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による

(4) 前各号のほか、学長が特に定めた日

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長が必要と認めた場合には、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限・在籍年限)

**第17条** 本学の修業年限は、4年とし、8年まで在学することができる。

- 2 再入学又は転入学者の修業年限は、過去に履修した授業科目及び在学期間等を考慮のうえ、教授会の意見を聴いて学長が決定し、本人に通知する。
- 3 再入学又は転入学者は、通知を受けた修業年限の2倍を越えて在学することはできない。

## 第7章 入学

(入学の時期)

**第18条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期始めとすることができる。

(入学資格)

**第19条** 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) その他、相当の年齢(18歳)に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

**第20条** 入学を志願する者は、本学所定の入学願書と別に定める書類に入学検定料を添えて指定期間内に願出しなければならない。

(入学者の選考)

**第21条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

**第22条** 前条の選考の結果に基づいて合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類に入学料を添えて、入学手続をしなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(再入学・転入学)

**第23条** 本学を退学した者で、本学の同一学部学科へ再入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 本学以外の大学を卒業又は退学した者で、本学へ転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

3 前2項の規定により再入学又は転入学を許可された者が、他の大学において履修した授業科目及びその単位の取扱い並びに転入年次の決定その他必要な事項は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

## 第8章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

**第24条** 本学において、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、該当学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

3 教育プログラムの創意工夫を行うとともに、教育課程の評価・改善に努めるものとする。

(授業科目)

**第25条** 本学において開設する授業科目の種類及び単位数等は、別表1のとおりとする。

(履修の要件)

**第26条** 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、45単位とする。

(単位計算基準)

**第27条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間ないし30時間の講義・演習をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間ないし45時間の実験・実習及び実技をもって1単位とする。

(単位の授与)

**第28条** 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験成績の評価はA、B、C又はDのいずれかに評定し、A、B、Cを合格とする。
- 3 前2項のほか、試験の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修)

**第29条** 本学が教育上有益と認めるときは、本学と他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を限度として卒業要件として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第30条** 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により認めることのできる単位数は、第29条2項と併せて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

**第31条** 本学学生で、前2条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(教員資格の取得)

**第32条** 教員の免許状授与所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部の学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は次の通りとする。

健康栄養学部 管理栄養学科  
栄養教諭一種免許状

(資格の取得)

**第33条** 健康栄養学部管理栄養学科の学生で、管理栄養士の国家試験受験資格を取得しようとする者は、栄養士法施行規則及び管理栄養士学校指定規則に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 健康栄養学部管理栄養学科の学生で、栄養士の免許状を取得しようとする者は、栄養士法施行規則に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

3 看護学部看護学科の学生で、看護師国家資格受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第3号に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

4 看護学部看護学科の学生で、保健師国家資格受験資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第2条第3号に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

## 第9章 留学、休学、転学及び退学

(留学)

**第34条** 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議により、学生が休学することなく当該外国の大学に留学することを認めることがある。

2 前項による留学期間は、1年を限度として、第17条に定める本学の修業年限に算入することができる。

3 留学期間中に外国の当該大学において修得した単位については、第26条の規定を準用する。

(休学)

**第35条** 疾病その他やむを得ない事由により3箇月以上継続して修学できない者は、所定の書類を添えて願い出たうえ、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、第13条の在学期間には算入しない。

6 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

**第36条** 他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

**第37条** 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

**第38条** 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。

- (1) 授業料等所定の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (2) 第17条に定める在学年限を超えた者。
- (3) 第35条に定める休学期間を超えてもなお復学できない者。
- (4) 1年以上にわたり行方がわからない者。
- (5) 死亡した者

## 第10章 卒業及び学位

(卒業)

**第39条** 本学に4年以上在学し、卒業要件の単位を修得した者は、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする

(学位)

**第40条** 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学位の種類
健康栄養学部	管理栄養学科	学士(栄養学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)

## 第11章 賞罰

(表彰)

**第41条** 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて学長が表彰することができる。

(懲戒)

**第42条** 本学の規定に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者。
  - (2) 正当なる理由がなくて出席常でない者。
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。



## 第12章 厚生保健施設

(学生寮)

**第43条** 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規則は、別に定める。

(厚生保健施設)

**第44条** 本学に、医務室及び学生相談室その他厚生等に関する施設を置く。

## 第13章 科目等履修生・特別聴講生・高大連携聴講生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

**第45条** 本学の授業科目の履修を希望するものがあるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生（以下「履修生」という。）として履修を許可することができる。

- 2 履修生が履修した授業科目については、単位を与えることができる。単位の授与については、第24条の規定を準用する。
- 3 履修生の履修手続、履修検定料、履修登録料、履修料等は、履修生に関する規程の定めるところによる。

(特別聴講生)

**第46条** 本学において、教育に支障のない限り、他の大学又は短期大学との単位互換に関する包括協定などにより、当該大学又は短期大学の学生を特別履修生として本学における特定の授業科目を履修させることができる。

- 2 特別聴講生には、単位を与えることができる
- 3 特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(高大連携聴講生)

**第47条** 本学において、教育に支障のない限り、高等学校との協定により、当該高等学校の生徒を高大連携聴講生として本学における特定の授業科目を履修させることがある。

- 2 高大連携聴講生に関し必要な事項は別に定める。

(研究生)

**第48条** 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、本学において特定の専門事項に関して研究することを希望するものがあるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

**第49条** 外国人で大学における教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

#### 第14章 入学検定料及び学納金

(入学検定料・学納金)

**第50条** 入学検定料、入学料、授業料等学納金の種類及び額は、別表2のとおりとする。

(実習費等)

**第51条** 実習、演習等に要する費用は、別に納付しなければならない。

(授業料等の納入時期及び方法)

**第52条** 授業料など学納金は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、第1年次前期の授業料等は入学手続きと同時に納入するものとする。

前学期(4月から9月まで) 4月30日まで

後学期(10月から翌年3月まで) 10月31日まで

2 特別の事情があるものについては、その者の申請に基づいて、納付を猶予することができる。

(留学・停学の場合)

**第53条** 留学期間中又は停学中の学納金は、全額納付しなければならない。

(休学・復学の場合)

**第54条** 休学中の者は、その期間中授業料を免除する。

2 休学者が復学したときは、復学した日の属する期から、学納金を全額納入しなければならない。

(既納金の取扱い)

**第55条** 第52条の規定に基づいて学納金を納付した者が、当該学年度の初日の前日までに入學を辞退した場合は、本人の請求により、入学金を除き既納の納付金を返還する。

2 前項の場合を除き、既納の納付金は、一切、返還しない。

#### 第15章 公開講座

(公開講座)

**第56条** 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、本学開設に関する文部科学大臣認可の日（平成20年4月1日）から施行する。
2. この学則は平成21年4月1日より一部改正する。
3. この学則は平成22年4月1日より一部改正する。
4. この学則は平成24年4月1日より一部改正する。
5. この学則は平成25年4月1日より一部改正する。
6. この学則は平成26年4月1日より一部改正する。
7. この学則は平成27年4月1日より一部改正する。
8. この学則は平成28年4月1日より一部改正する。
9. この学則は平成29年4月1日より一部改正する。
10. この学則は平成30年4月1日より一部改正する。

別表1 (第25条関係)

## 1. 健康栄養学部 管理栄養学科

## 基礎教育科目

区 分		授業科目	必修 単位数	選択 単位数	計	備考		
基 礎 教 育 科 目	教 養 分 野	教養	日本の文学		2	2		
			生活美学		2	2		
			社会心理学		2	2		
			国際文化論		2	2		
			食文化論		2	2		
			日本国憲法		2	2		
			暮らしと経済		2	2		
			食品流通・管理論		2	2		
			地域文化論Ⅰ		1	1		
			地域文化論Ⅱ		1	1		
	分コ 野ミ ュニ ケ ー シ ョ ン	外国語	基礎英語Ⅰ	1		1		
			基礎英語Ⅱ	1		1		
			総合英語Ⅰ	1		1		
			総合英語Ⅱ	1		1		
			中国語Ⅰ		1	1		
			中国語Ⅱ		1	1		
			フランス語Ⅰ		1	1		
			フランス語Ⅱ		1	1		
			人 間 関 係	人間関係論	2		2	
				コミュニケーション論	2		2	
	日本語表現			2	2			
	組織の心理学			2	2			
	カウンセリング論			2	2			
	分体 野育	保健 体育	体育講義	2		2		
			体育実技	1		1		
	情 報 分 野	情報リテラ シー	情報処理演習Ⅰ	1		1		
情報処理演習Ⅱ			1		1			
情報処理演習Ⅲ				1	1			
情報処理演習Ⅳ				1	1			
計			13	30	43			

## 専門教育科目（専門関連基礎分野）

区 分		授業科目	必修 単位数	選択 単位数	計	備考
専 門 教 育 科 目	専 門 関 連 基 礎 分 野	生物学	2		2	
		有機化学	2		2	
		基礎生理学	2		2	
		生理学Ⅰ		2	2	} 選択必修 (卒業研究Ⅰと卒業研究Ⅱとの選択必修)
		生理学Ⅱ		2	2	
		基礎化学	2		2	
		基礎化学実験	1		1	
		統計調査法		2	2	
		計	9	6	15	

## 専門教育科目（専門基礎分野）

区 分		授業科目	必修 単位数	選択 単位数	計	備考		
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 分 野	社会・環境 と健康	公衆衛生学	2		2		
			公衆衛生学実習	1		1		
			健康管理概論	2		2		
			社会福祉概論	2		2		
		人体の構造 と機能及び 疾病の成り 立ち	医学概論	2		2		
			解剖生理学Ⅰ	2		2		
			解剖生理学Ⅱ	2		2		
			解剖生理学実験Ⅰ	1		1		
			解剖生理学実験Ⅱ	1		1		
			生化学Ⅰ	2		2		
			生化学Ⅱ	2		2		
			生化学実験	1		1		
			微生物学	2		2		
			微生物学実験	1		1		
			病理学	2		2		
		食べ物 と健康	食品学Ⅰ	2		2		
			食品学Ⅱ	2		2		
			食品学実験	1		1		
			食品衛生学	2		2		
			食品衛生学実験	1		1		
			食品分析学		2	2		
			食品機能学実習	1		1		
			調理科学		2	2		
			調理科学実験		1	1		
			調理学	2		2		
			調理学実習Ⅰ	1		1		
		調理学実習Ⅱ	1		1			
				計	38	5	43	

## 専門教育科目（専門分野）

区 分		授業科目	必修 単位数	選択 単位数	計	備考
専 門 教 育 科 目	基 礎 栄 養 学	栄養学Ⅰ	2		2	
		栄養学Ⅱ	2		2	
		基礎栄養学実験	1		1	
	応 用 栄 養 学	応用栄養学Ⅰ	2		2	
		応用栄養学Ⅱ	2		2	
		応用栄養学Ⅲ	2		2	
		応用栄養学実習Ⅰ	1		1	
		応用栄養学実習Ⅱ	1		1	
	栄 養 教 育 論	栄養教育論Ⅰ	2		2	
		栄養教育論Ⅱ	2		2	
		栄養カウンセリング論	2		2	
		栄養教育論実習Ⅰ	1		1	
		栄養教育論実習Ⅱ	1		1	
	臨 床 栄 養 学	臨床栄養学Ⅰ(臨床栄養)	2		2	
		臨床栄養学Ⅱ (アセスメント・検査)	2		2	
		臨床栄養学Ⅲ (チーム医療・介護)	2		2	
		臨床栄養学Ⅳ (マネジメント)	2		2	
		臨床栄養学実習Ⅰ	1		1	
		臨床栄養学実習Ⅱ	1		1	
	公 衆 栄 養 学	公衆栄養学Ⅰ	2		2	
		公衆栄養学Ⅱ	2		2	
		公衆栄養学実習	1		1	
	給 食 経 営 管 理 論	給食管理論	2		2	
		給食経営論	2		2	
		給食経営管理論実習	1		1	
	総 合 演 習	栄養総合演習Ⅰ	1		1	
		栄養総合演習Ⅱ	1		1	
	臨 地 実 習	給食経営管理臨地実習	1		1	
		臨床栄養・公衆栄養・給食経 営管理臨地実習Ⅰ	2		2	
		臨床栄養・公衆栄養・給食経 営管理臨地実習Ⅱ	1		1	
	演 習	専門演習	1		1	
		栄養基礎演習Ⅰ	1		1	
		栄養基礎演習Ⅱ	1		1	
管理栄養士特論Ⅰ			1	1		
管理栄養士特論Ⅱ			1	1		
卒 業 研 究	卒業研究Ⅰ		2	2	} 選択必修 (生理学Ⅰと生理学 Ⅱとの選択必修)	
	卒業研究Ⅱ		2	2		
計			50	6	56	

## 教職科目

		授業科目	必修 単位数	選択 単位数	計	備考
栄養に係る教育に 関する科目		学校栄養教育の理論と 方法		2	2	
		食育指導の理論と方法		2	2	
教 職 に 関 す る 科 目	教職の意義等に 関する科目	教職論		2	2	
	教育の基礎理論 に関する科目	教育原理		2	2	
		学校と教育の歴史		2	2	
		教育心理学		2	2	
		学校組織論		2	2	
		教育社会学		2	2	
	教育課程に 関する科目	教育課程論		2	2	
		道德教育の理論と方法		2	2	
		特別活動の理論と方法		2	2	
		教育の方法と技術		2	2	
	生徒指導及び 教育相談に 関する科目	生徒指導の理論と方法		2	2	
		教育相談の理論と方法		2	2	
	教職実践演習	教職実践演習 (栄養教諭)		2	2	
	栄養教育実習	栄養教諭教育実習		1	1	
		栄養教諭 教育実習事前事後指導		1	1	
計		15	0	32	32	

## 2. 看護学部 看護学科

## 基礎教育科目

区 分		授業科目	必修 単位数	選択 単位数	計	備考	
基 礎 教 養 科 目	人間と文化	生活美学		2	2		
		言語と表現		2	2		
		家族社会学		2	2		
		教育学		1	1		
		音楽		1	1		
		哲学		2	2		
		心理学	1		1		
		国際文化論	1		1		
		食文化論	1		1		
		生命倫理	1		1		
	自然と社会	日本国憲法			2	2	
		ジェンダー論			2	2	
		暮らしと経済			2	2	
		生物学			2	2	
		物理			2	2	
		化学	1			1	
		情報科学	1			1	
		統計学	1			1	
	コミュニケーション	コミュニケーション英語Ⅰ	2			2	
		コミュニケーション英語Ⅱ	2			2	
		総合英語	2			2	
		臨床応用英語			1	1	
		英語文献購読			1	1	
		中国語			1	1	
		フランス語			1	1	
		手話			1	1	
		コミュニケーション論	1			1	
		カウンセリング論	1			1	
	総合	健康運動スポーツ科学論			1	1	
健康運動スポーツ実技				1	1		
		計	15	27	42		



## 専門教育科目(専門基礎科目)

区 分		授業科目	必修 単位数	選択 単位数	計	備考
専 門 基 礎 科 目	人体の構造と機能	人体解剖学	1		1	
		人体組織学	1		1	
		人体生理学	2		2	
		生化学	2		2	
	健康障害と回復	病理学	2		2	
		免疫学	2		2	
		薬理学	2		2	
		病態治療学Ⅰ	2		2	
		病態治療学Ⅱ	2		2	
		病態治療学Ⅲ	1		1	
		病態生理学	1		1	
		臨床検査医学	1		1	
	健康支援と社会 制度	臨床栄養学	2		2	
		公衆衛生学	1		1	
		国際保健環境学	1		1	
		疫学	2		2	
		保健医療福祉行政論Ⅰ	1		1	
			保健医療福祉行政論Ⅱ	2		2
		計	28	0	28	

## 専門教育科目（専門科目）

区 分	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	計	備考	
専 門 科 目	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1		1	
		看護学概論Ⅱ	1		1	
		ヘルスアセスメント	2		2	
		基礎看護援助技術Ⅰ	2		2	
		基礎看護援助技術Ⅱ	2		2	
		看護援助論	1		1	
		看護援助演習	1		1	
	成人看護学	成人看護援助概論	1		1	
		急性期看護援助概論	1		1	
		急性期看護援助論	2		2	
		慢性期療養生活援助概論	1		1	
		慢性期療養生活援助論	2		2	
		ターミナルケア論		1	1	
		リハビリテーション論		1	1	
		クリティカルケア論		1	1	
	がん看護		1	1		
	母性看護学	母性看護援助概論	1		1	
		母性看護援助論	2		2	
	小児看護学	小児看護援助概論	1		1	
		小児看護援助論	2		2	
	老年看護学	老年看護援助概論	1		1	
		老年看護援助論	2		2	
	精神看護学	精神看護援助概論	1		1	
		精神看護援助論	2		2	
	在宅看護学	在宅看護援助概論	1		1	
		在宅看護援助論	2		2	
	統 合 看 護	学校看護		1	1	
		災害看護		1	1	
		国際看護		1	1	
		健康危機管理論		1	1	
		人間工学		1	1	
		特別講義		1	1	
		家族看護		1	1	
		生涯発達論		1	1	
予防看護		1		1		
感染看護		1		1		
チームケア論		1		1		
栄養ケア論		1		1		
認知症看護		1		1		
健康教育学Ⅰ		1		1		
健康教育学Ⅱ		1		1		
看護過程演習		1		1		
看護管理論		1		1		
保健統計学Ⅰ	1		1			
保健統計学Ⅱ	1		1			
看護研究方法Ⅰ	1		1			

専 門 科 目		看護研究方法Ⅱ	1		1	
		基礎ゼミナール	1		1	
		専門ゼミナール	1		1	
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論Ⅰ	1		1	
		公衆衛生看護学概論Ⅱ		1	1	
		地域看護診断論		2	2	
		地域ケアシステム論		1	1	
		公衆衛生看護援助論		2	2	
		公衆衛生活動看護実践論Ⅰ		2	2	
		公衆衛生活動看護実践論Ⅱ		2	2	
		公衆衛生看護管理論		1	1	
		臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1		1
	基礎看護学実習Ⅱ		2		2	
	急性期看護学実習		3		3	
	慢性期看護学実習		3		3	
	母性看護学実習		2		2	
	小児看護学実習		2		2	
	老年看護学実習Ⅰ		2		2	
	老年看護学実習Ⅱ		2		2	
	在宅看護学実習		2		2	
	精神看護学実習		2		2	
公衆衛生看護学実習Ⅰ			4	4		
公衆衛生看護学実習Ⅱ			1	1		
統合看護実習	2			2		
	計	71	28	99		

## 別表2 (第50条関係)

## 1. 入学検定料

入 学 検 定 料	30,000 円
-----------	----------

## 2. 学納金

## 健康栄養学部 管理栄養学科

入 学 料	200,000 円
授 業 料 (年 額)	640,000 円
教 育 諸 費 (年 額)	460,000 円
合 計	1,300,000 円

## 看護学部 看護学科

入 学 料	200,000 円
授 業 料 (年 額)	990,000 円
教 育 諸 費 (年 額)	460,000 円
合 計	1,650,000 円

※1 本学の修業年限を超えて在学する者及び留年した学生の学費は次のように定める。

ア 授業料 留年年次における履修登録1単位につき50,000円

イ 教育諸費 免除する

履修登録単位数による授業料が上の表の授業料と教育諸費の合計を超えた場合は、授業料、教育諸費は上の表に定める額と同額とする。

※2 聴講に関わる金額については次のように定める。

①検定料 10,000円

②登録料 10,000円

③聴講料 1単位20,000円

なお、本学に在籍する学生については①②を免除する。